

「男女共同参画課所属
男女共同参画センター
人権啓発課所属
地域福祉文化交流センター」

に改め、同条第 6 項中

を 「人権・男女共同参画課所属
男女共同参画センター」 に、「 仰木太

「 仰木太鼓会館
福祉政策課所属
鼓会館」を 子育て総合支援センター に、 「子育て総合支援センター
ふれあいセンター
児童館」

「子育て総合支援センター
木戸つどいの広場
東部つどいの広場
保育所」

を「保育所」に改める。

第 2 条の 2 第 1 項中「、都市景観課、交通・建設監理課及び広域事業調整課」を「及び交通・建設監理課」に改める。

第 3 条第 1 項政策調整部の表企画調整課の項中第 18 号を第 19 号とし、第 15 号から第 17 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 14 号の次に次の 1 号を加える。

都市制度その他地方自治制度の調査研究に関すること。

第 3 条第 1 項政策調整部の表男女共同参画課の項中「男女共同参画課」を「人権・男女共同参画課」に改め、第 7 号を第 13 号とし、第 1 号から第 6 号までを 6 号ずつ繰り下げ、同課の項に第 1 号から第 6 号までとして次の 6 号を加える。

人権啓発に係る総合企画に関すること。

人権啓発の推進に関すること。

人権啓発及び人権擁護に係る関係機関及び関係団体との連絡調整に関すること。

人権擁護委員の推薦等に関すること。

人権擁護推進員の委嘱等に関すること。

地域改善対策の経過措置に関すること。

第 3 条第 1 項政策調整部の表人権啓発課の項を削り、同条第 1 項総務部の表危機・防災対策課総合防災係の項中第 1 号から第 3 号までを削り、第 4 号を第 1 号とし、第 5 号から第 10 号までを 3 号ずつ繰り上げ、同課危機管理計画係の項中第 3 号を第 6 号とし、第 2 号を第 5 号とし、第 1 号の次に次の 3 号を加える。

地域防災計画に関すること。

水防計画に関すること。

防災会議に関すること。

第 3 条第 1 項市民部の表自治協働課自治協働係の項中第 6 号を第 7 号とし、第 5 号の次に次の 1 号を加える。
わがまちづくり市民運動推進会議に関すること。

第 3 条第 1 項市民部の表自治協働課事業管理係の項中第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とし、第 5 号を第 4 号とし、第 6 号を第 5 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

部内の事務事業に係る調整及び連絡に関すること。

第 3 条第 1 項市民部の表自治協働課事業管理係の項第 7 号を次のように改める。

公印の保管に関すること。

第 3 条第 1 項市民部の表自治協働課事業管理係の項に次の 1 号を加える。

課、市民相談室及び支所等の一般庶務に関すること。

第 3 条第 1 項市民部の表自治協働課生活安全係の項中第 8 号から第 10 号までを削り、同課市民相談係の項を削り、同条第 1 項市民部の表戸籍住民課庶務係の項中第 8 号を第 10 号とし、第 4 号から第 7 号までを 2 号ずつ繰り下げ、第 3 号の次に次の 2 号を加える。

志賀聖苑及び大津聖苑の指定管理者による管理に関すること。

規格葬儀に関すること。

第 3 条第 1 項市民部の表戸籍住民課届出受付係の項第 3 号中「受給者資格証明書」を「受給資格証明書」に改め、同条第 1 項福祉子ども部の表政策管理係の項中「政策管理係」を「福祉政策係」に改め、第 5 号の次に次の 11 号を加える。

民生委員及び児童委員に関すること。

戦傷病者及び戦没者の遺族等の援護に関すること。

災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の適用業務に関すること。

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）による支援給付に関すること。

社会福祉法人大津市社会福祉協議会との調整に関すること。

成年後見制度利用支援に関すること。

福祉バス（高齢者団体及び健康づくりに関する団体の利用に関するものを除く。）に関すること。
 無料低額宿泊所及び無料低額診療事業に関すること。
 部内の連絡に関すること。
 公印の保管に関すること。
 課の一般庶務に関すること。

第 3 条第 1 項福祉子ども部の表福祉政策課援護支援係の項を次のように改める。

子育て支援係	子育て支援施策の総合企画及び総合調整に関すること。 子育て総合支援センター、ふれあいセンター及び児童館との連絡調整に関する こと。 児童館の施設の整備に関すること。 ふれあいセンター及び児童館の一般庶務に関すること。
--------	--

第 3 条第 1 項福祉子ども部の表福祉指導監査課の項中第 6 号を第 9 号とし、第 5 号の次に次の 3 号を加える。
 有料老人ホームの指導に関すること。
 指定居宅サービス事業者等の指導に関すること。
 指定障害福祉サービス事業者等の指導に関すること。

第 3 条第 1 項福祉子ども部の表障害福祉課管理係の項中第 13 号を削り、第 12 号を第 13 号とし、第 6 号から第 11 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 5 号の次に次の 1 号を加える。

指定障害福祉サービス事業者等の指定等に関すること。

第 3 条第 1 項福祉子ども部の表障害福祉課管理係の項中第 14 号を削り、第 15 号を第 14 号とし、第 16 号を第 15 号とし、第 17 号を第 16 号とし、同課認定審査係の項第 7 号中「（更正医療に限る。）」を削り、同号の次に次の 2 号を加える。

特別障害者手当等の支給に関すること。

特別児童扶養手当の支給に関すること。

第 3 条第 1 項福祉子ども部の表障害福祉課障害福祉係の項第 7 号を削り、同条第 1 項福祉子ども部の表子ども家庭課子ども福祉係の項第 2 号中「子ども手当」を「児童手当」に改め、同係の項第 3 号中「児童館等の児童福祉施設」を「児童福祉施設（他課の所管に属するものを除く。）」に改め、同条第 1 項福祉子ども部の表保育課管理係の項中第 9 号を削り、第 10 号を第 9 号とし、同条第 1 項健康保険部の表健康長寿課高齢福祉係の項中第 9 号を第 10 号とし、第 8 号の次に次の 1 号を加える。

有料老人ホームの届出に関すること。

第 3 条第 1 項健康保険部の表介護保険課介護企画係の項第 2 号中「大津市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を「大津市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」に改め、同係の項第 3 号中「老人保健福祉施設」を「介護保険施設等」に改め、同係の項第 7 号中「地域密着型サービス事業者」を「指定居宅サービス事業者等」に改め、同課認定審査係の項第 5 号中「受給者資格証明書」を「支給資格証明書」に改め、同条第 1 項健康保険部の表保険年金課給付係の項中第 2 号及び第 3 号を削り、第 4 号を第 2 号とし、第 5 号から第 15 号までを 2 号ずつ繰り上げ、同課賦課収納係の項中「賦課収納係」を「賦課係」に改め、第 3 号から第 5 号までを削り、第 2 号を第 4 号とし、第 1 号を第 3 号とし、同係の項に第 1 号及び第 2 号として次の 2 号を加える。

国民健康保険被保険者の資格に関すること。

国民健康保険被保険者証の交付及び更新に関すること。

第 3 条第 1 項健康保険部の表保険年金課賦課係の項の次に次のように加える。

収納係	国民健康保険料の徴収に関すること。 国民健康保険料の還付金に関すること。 国民健康保険料の督促及び滞納整理に関すること。
-----	--

第 3 条第 1 項産業観光部の表産業政策課産業政策係の項中第 11 号を第 12 号とし、第 10 号を第 11 号とし、第 9 号を第 10 号とし、第 8 号の次に次の 1 号を加える。

競輪場の管理に関すること。

第 3 条第 1 項産業観光部の表産業政策課商業振興係の項中第 6 号を第 7 号とし、第 5 号の次に次の 1 号を加える。

中小小売商業振興法（昭和 48 年法律第 101 号）に基づく高度化事業計画の認定等に関すること。

第 3 条第 1 項産業観光部の表産業政策課工業・新産業振興係の項中第 7 号を第 8 号とし、第 6 号の次に次の 1 号を加える。

工場立地法（昭和 34 年法律第 24 号）に基づく特定工場の新設等の届出の受理に関すること。

第 3 条第 1 項産業観光部の表観光振興課企画係の項第 3 号中「社団法人びわ湖大津観光協会」を「公益社団法人びわ湖大津観光協会」に改め、同条第 1 項環境部の表施設整備課の項第 1 号から第 5 号までの規定中「一般廃棄物処理施設等」を「一般廃棄物処理施設」に改め、同条第 1 項都市計画部の表都市計画課の項中第 19 号を第 31 号とし、第 18 号を第 30 号とし、第 17 号を第 29 号とし、第 16 号の次に次の 12 号を加える。

景観形成に係る企画及び推進方策に関すること。

大津市景観審議会に関すること。

公共事業景観形成ガイドラインに関すること。

景観形成に係る市民啓発事業に関すること。

- (21) 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和 41 年法律第 1 号）に基づく歴史的風土保存区域及び特別保存地区内における建築等の規制に関する届出及び許可等に関すること。
- (22) 景観法（平成 16 年法律第 110 号）に基づく建築等の規制に関する届出等に関すること。
- (23) 滋賀県風致地区内における建築等の規制に関する条例（昭和 45 年滋賀県条例第 24 号）及び大津市風致地区内における建築等の規制に関する条例（平成 16 年条例第 5 号）の規定に基づく風致地区内における建築等の規制に関する許可、協議等に関すること。
- (24) 大津市伝統的建造物群保存地区保存条例（平成元年条例第 59 号）に基づく現状変更行為許可等に関すること。
- (25) 地区別景観形成実施計画の作成に関すること。
- (26) 地区別景観形成実施計画の企画、事業調整及び新規開拓に関すること。
- (27) 屋外広告物法（昭和 24 年法律第 189 号）及び大津市屋外広告物条例（平成 20 年条例第 53 号）に基づく事務に関すること。
- (28) 市街地の高度利用のあり方の検討に関すること。

第 3 条第 1 項都市計画部の表都市景観課の項を削り、同条第 1 項都市計画部の表建築指導課管理係の項を削り、同課指導係の項中第 9 号を第 20 号とし、第 2 号から第 8 号までを 11 号ずつ繰り下げ、第 1 号を第 3 号とし、同号の次に次の 9 号を加える。

建築確認申請等の手数料の徴収に関すること。

建築基準法に基づく建築許可書、計画通知書及び確認通知書の交付に関すること。

建築確認の証明に関すること。

建築動態統計調査に関すること。

建築物等実態調査に関すること。

住宅金融支援機構委託業務に係る申請書の受理、通知書の交付及び報告事務等並びに当該業務に係る収入に関すること。

租税特別措置法に基づく優良住宅の認定等に関すること。

建築計画概要書等の閲覧に関すること。

建築基準法第 12 条第 7 項の規定に基づく台帳整理に関すること。

第 3 条第 1 項都市計画部の表建築指導課指導係の項に第 1 号及び第 2 号として次の 2 号を加える。

建築審査会及び公開による意見の聴取に関すること。

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）に基づく建築許可申請書、建築確認申請書及び建築工事届の受理に関すること。

第 3 条第 1 項都市計画部の表建築指導課指導係の項に次の 2 号を加える。

- (21) 公印の保管に関すること。
- (22) 課及び生活道路整備推進室の一般庶務に関すること。

第 3 条第 1 項都市計画部の表建築指導課審査係の項中第 4 号を削り、第 5 号を第 4 号とし、第 6 号から第 10 号までを 1 号ずつ繰り上げ、同条第 1 項建設部の表道路建設課街路第 1 係の項中「街路第 1 係」を「計画調整係」に改め、第 1 号及び第 2 号を次のように改める。

地域幹線道路網整備計画に関すること。

社会資本整備総合交付金に関すること。

第 3 条第 1 項建設部の表道路建設課計画調整係の項の次に次のように加える。

建設係	都市計画道路及び広場の事業認可に関すること。 都市計画道路及び広場の工事に関すること。 道路及び橋りょうの新設及び改良の工事に関すること。
-----	---

第 3 条第 1 項建設部の表道路建設課街路第 2 係の項中「街路第 2 係」を「用地第 1 係」に、「街路第 1 係」を「建設係」に改め、同課改良第 1 係の項を削り、同課改良第 2 係の項中「改良第 2 係」を「用地第 2 係」に

改め、同条第 2 項の表健康推進課の項第 8 号中「成人及び老人の」を「健康増進に係る」に改め、同課の項中第 9 号を削り、第 10 号を第 9 号とし、第 11 号から第 13 号までを 1 号ずつ繰り上げ、同課の項第 14 号中「トレーニングルーム及び健康運動教室」を「運動実践室及びトレーニングルームの指定管理者による管理」に改め、同号を同課の項第 13 号とし、同課の項中第 15 号を第 14 号とし、第 16 号を第 15 号とし、同課の項第 17 号中「健康増進及び」を削り、同号を同課の項第 16 号とし、同課の項第 18 号中「各種健診」を「各種の健診及び検診」に改め、同号を同課の項第 17 号とし、同課の項第 19 号中「消化器がん検診検討委員会」を「各種の健診及び検診の精度管理」に改め、同号を同課の項第 18 号とし、同課の項中第 20 号を第 19 号とし、第 21 号を第 20 号とし、同条第 3 項の表債権回収準備室の項中「債権回収準備室」を「債権管理室」に改め、第 1 号から第 4 号までを次のように改める。

市の債権（市税を除く。）の管理に係る支援、企画立案及び調査研究に関すること。

市の債権の管理に係る研修に関すること。

債権管理連絡会議に関すること。

市税及び国民健康保険料の徴収業務のうち、主に高額滞納案件に関すること。

第 3 条第 3 項の表コンプライアンス推進室の項第 3 号中「大津市役所不当要求行為等対策連絡会議」を「不当要求行為等対策」に改め、同条第 3 項の表都市経営室の項中「都市経営室」を「行政改革推進室」に改め、第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

行政評価制度に関すること。

第 3 条第 3 項の表行政改革推進室の項中第 4 号を削り、第 5 号を第 4 号とし、第 6 号を削り、第 7 号を第 5 号とし、第 8 号を第 6 号とし、同条第 3 項の表職員健康管理室の項の次に次のように加える。

市民相談室	市民相談に関すること。 広聴活動に関すること。 市民世論の調査に関すること。 市民の要望事項の整理及び実施のために必要な担当部署等との連絡調整に関すること。 行政相談委員の推薦に関すること。
-------	---

第 3 条第 4 項の表葬儀事務所の項及び公営競技事務所の項を削り、同条第 5 項の表支所の項第 16 号中「子ども手当」を「児童手当」に改め、同支所の項第 19 号中「受給者資格証明書」を「受給資格証明書」に改める。

第 2 条 大津市行政組織規則の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項市民部の表戸籍住民課庶務係の項第 8 号中「、住民基本台帳及び外国人登録」を「及び住民基本台帳」に改め、同課届出受付係の項中第 6 号を第 7 号とし、第 2 号から第 5 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）に基づく事務に関すること。

第 3 条第 1 項市民部の表戸籍住民課登録証明係の項中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号から第 13 号までを 1 号ずつ繰り上げ、同条第 5 項の表支所の項第 10 号中「外国人登録」を「出入国管理及び難民認定法に基づく事務」に改め、同支所の項第 13 号中「印鑑登録、外国人登録等」を「印鑑登録等」に改める。

附 則

（施行期日等）

第 1 条 この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、同年 7 月 9 日から施行する。

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において次の表の左欄に掲げる組織における職（大津市職員の職の設置に関する規則（昭和 61 年規則第 13 号）第 2 条に規定する職をいい、当該職の事務取扱を含む。）を命ぜられていた者は、別に辞令を発せられない限り、施行日をもって同表の右欄に掲げる組織における同一の職を命ぜられたものとみなす。

政策調整部企画調整課都市経営室	政策調整部企画調整課行政改革推進室
政策調整部男女共同参画課	政策調整部人権・男女共同参画課
政策調整部人権啓発課	政策調整部人権・男女共同参画課
総務部債権回収準備室	総務部債権管理室
福祉子ども部保育課子育て総合支援センター	福祉子ども部福祉政策課子育て総合支援センター
都市計画部都市景観課	都市計画部都市計画課

3 施行日の前日において政策調整部企画調整課都市経営室長兼務を命ぜられていた者は、別に辞令を発せられない限り、施行日をもって政策調整部企画調整課行政改革推進室長兼務を命ぜられたものとみなす。

4 施行日の前日において次の表の左欄に掲げる係の係長事務取扱を命ぜられていた者は、別に辞令を発せられない限り、施行日をもって、それぞれ同表の右欄に掲げる係の係長事務取扱を命ぜられたものとみなす。

健康保険部保険年金課賦課収納係	健康保険部保険年金課収納係
建設部道路建設課街路第 2 係	建設部道路建設課用地第 1 係
建設部道路建設課改良第 1 係	建設部道路建設課計画調整係
建設部道路建設課改良第 2 係	建設部道路建設課用地第 2 係

(大津市外部監査契約を締結しようとする相手方の資格を証する書面等の閲覧に関する規則の一部改正)

第 2 条 大津市外部監査契約を締結しようとする相手方の資格を証する書面等の閲覧に関する規則 (平成 21 年規則第 25 号) の一部を次のように改正する。

第 3 条中「大津市役所政策調整部企画調整課都市経営室」を「大津市役所政策調整部企画調整課行政改革推進室」に改める。

(大津市人権啓発推進本部設置規則の一部改正)

第 3 条 大津市人権啓発推進本部設置規則 (平成 4 年規則第 53 号) の一部を次のように改正する。

第 6 条中「政策調整部人権啓発課」を「政策調整部人権・男女共同参画課」に改める。

別表第 1 中

企画調整課長補佐 男女共同参画課長補佐

を

企画調整課長補佐

に

改める。

(大津市次世代育成支援対策本部設置規則の一部改正)

第 4 条 大津市次世代育成支援対策本部設置規則 (平成 15 年規則第 97 号) の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「男女共同参画課長」を「人権・男女共同参画課長」に改める。

(大津市青少年対策本部設置規則の一部改正)

第 5 条 大津市青少年対策本部設置規則 (平成 13 年規則第 70 号) の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「人権啓発課長」を「人権・男女共同参画課長」に改める。

(大津市男女共同参画審議会の組織及び運営に関する規則の一部改正)

第 6 条 大津市男女共同参画審議会の組織及び運営に関する規則 (平成 24 年規則第 10 号) の一部を次のように改正する。

第 7 条中「政策調整部男女共同参画課」を「政策調整部人権・男女共同参画課」に改める。

(大津市屋外広告物条例施行規則の一部改正)

第 7 条 大津市屋外広告物条例施行規則 (平成 21 年規則第 53 号) の一部を次のように改正する。

第 15 条第 2 項中「大津市役所都市計画部都市景観課」を「大津市役所都市計画部都市計画課」に改める。

大津市環境施策推進本部設置規則の一部を改正する規則を公布する。

平成 24 年 3 月 30 日

大津市長 越 直 美

大津市規則第 26 号

大津市環境施策推進本部設置規則の一部を改正する規則

大津市環境施策推進本部設置規則 (平成 9 年規則第 81 号) の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 項中「環境部長」を「技術統括監」に改め、同条第 4 項及び第 6 項中「掲げる者」を「掲げる職にある者」に改める。

第 4 条第 2 項中「あるとき」の次に「、又は本部長が欠けたとき」を加える。

別表第 1 中

環境部	
-----	--

を

環境部	部長
-----	----

に、

都市計画部	部長	都市計画課長	都市計画課長補佐	を
		都市景観課長		

都市計画部	部長	都市計画課長	都市計画課長補佐	に、
-------	----	--------	----------	----

次長	出納室副参事	を	次長	出納室主幹	に改める。
----	--------	---	----	-------	-------

別表第 2 教育委員会事務局の項中「歴史博物館長」を「歴史博物館副館長」に改める。

附 則

この規則は、平成24年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条第 4 項及び第 6 項並びに第 4 条第 2 項の改正規定は、公布の日から施行する。

大津市公の施設の使用許可等の事務の委任に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成24年 3 月30日

大津市長 越 直 美

大津市規則第27号

大津市公の施設の使用許可等の事務の委任に関する規則の一部を改正する規則

大津市公の施設の使用許可等の事務の委任に関する規則（平成10年規則第24号）の一部を次のように改正する。第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号を削り、第 4 号を第 2 号とし、第 5 号から第 7 号までを 2 号ずつ繰り上げ、第 5 号の次に次の 2 号を加える。

大津市子育て総合支援センター条例（平成17年条例第70号）第12条に規定する会議室等の使用の許可、同条例第13条第 2 項に規定する使用料の減免の決定及び同条第 3 項に規定する使用料の還付の決定に関する事務 子育て総合支援センター所長

大津市ふれあいセンター条例（平成23年条例第51号）第 4 条に規定する会議室等の使用の許可、同条例第 6 条に規定する使用料の減免の決定及び同条例第 7 条に規定する使用料の還付の決定に関する事務 ふれあいセンター所長

第 9 号を第10号とし、第 8 号中「大津市立知的障害者通所施設の管理運営に関する規則（平成12年規則第 4 号）」を「大津市立障害者通所施設条例（平成24年条例第 9 号）第 9 条」に改め、同号を第 9 号とし、第 7 号の次に次の 1 号を加える。

大津市立児童館の管理運営に関する規則（平成24年規則第38号）に規定する児童館の使用の許可に関する事務 児童館長

附 則

この規則は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

大津市公印規則の一部を改正する規則を公布する。

平成24年 3 月30日

大津市長 越 直 美

大津市規則第28号

大津市公印規則の一部を改正する規則

大津市公印規則（昭和48年規則第51号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 保健所印の表大津市保健所の項中「及び食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）第35条第 1 項に規定する収去証」を削り、別表第 1 職印の表滋賀県大津市長之印の部 1 の款 3 の項中「やまびこ総合支援センターの」を「やまびこ総合支援センター、北部子ども療育センター及び東部子ども療育センターの」に改め、別表第 1 職印の表滋賀県大津市長の部 3 の款 5 の項中「、住民基本台帳及び外国人登録」を「及び住民基本台帳」に改め、同款 6 の項中「、外国人登録」を削り、同款 9 の項を削り、同款 9 の 2 の項中「9 の 2」を「9」に改め、同部 3 の 2 の款中「9 の 3」を「9 の 2」に改め、別表第 1 職印の表滋賀県大津市会計管理者印の項及び滋賀県大津市出納員の項中「出納室長」を「出納室次長」に改め、別表第 1 職印の表滋賀里コミュニティセン

ター所長之印の項の次に次のように加える。

大津市子育て総合支援センター所長之印	26	38	てん書	方18	1	子育て総合支援センター所長名をもって発する文書用	子育て総合支援センター所長
大津市伊香立ふれあいセンター所長之印	27	39	てん書	方18	1	伊香立ふれあいセンター所長名をもって発する文書用	伊香立ふれあいセンター所長
大津市比叡ふれあいセンター所長之印	27の2	39の2	てん書	方18	1	比叡ふれあいセンター所長名をもって発する文書用	比叡ふれあいセンター所長
大津市中ふれあいセンター所長之印	27の3	39の3	てん書	方18	1	中ふれあいセンター所長名をもって発する文書用	中ふれあいセンター所長
大津市膳所ふれあいセンター所長之印	27の4	39の4	てん書	方18	1	膳所ふれあいセンター所長名をもって発する文書用	膳所ふれあいセンター所長
大津市南ふれあいセンター所長之印	27の5	39の5	てん書	方18	1	南ふれあいセンター所長名をもって発する文書用	南ふれあいセンター所長
大津市立小野児童館長之印	28	40	てん書	方18	1	小野児童館長名をもって発する文書用	小野児童館長
大津市立伊香立児童館長之印	28の2	40の2	てん書	方18	1	伊香立児童館長名をもって発する文書用	伊香立児童館長
大津市立堅田児童館長之印	28の3	40の3	てん書	方18	1	堅田児童館長名をもって発する文書用	堅田児童館長
大津市立坂本児童館長之印	28の4	40の4	てん書	方18	1	坂本児童館長名をもって発する文書用	坂本児童館長
大津市立皇子が丘児童館長之印	28の5	40の5	てん書	方18	1	皇子が丘児童館長名をもって発する文書用	皇子が丘児童館長
大津市立膳所児童館長之印	28の6	40の6	てん書	方18	1	膳所児童館長名をもって発する文書用	膳所児童館長
大津市立田上児童館長之印	28の7	40の7	てん書	方18	1	田上児童館長名をもって発する文書用	田上児童館長

別表第1職印の表やまびこ総合支援センター所長之印の項中「25の3」を「29」に、「37の3」を「41」に改め、別表第1職印の表大津市立やまびこ園長之印の項中「25の4」を「30」に、「37の4」を「42」に改め、別表第1職印の表大津市立北部子ども療育センター所長之印の項中「26」を「31」に、「38」を「43」に改め、別表第1職印の表大津市立東部子ども療育センター所長之印の項中「26の2」を「32」に、「38の2」を「44」に改め、別表第1職印の表大津市子育て総合支援センター所長之印の項を削り、別表第1職印の表大津市公設地方卸売市場長之印の項中「28」を「33」に、「40」を「45」に改め、別表第1職印の表大津市立下龍華会館長之印の項から大津市立田上会館長之印の項まで及び別表第1職印の表大津市立山中保育園長之印の項を削り、別表第1職印の表大津市立ひえい平保育園長之印の項中「42」を「41」に、「54」を「53」に改め、別表第1職印の表大津市立皇子が丘保育園長之印の項中「43」を「42」に、「55」を「54」に改め、別表第1職印の表大津市立逢坂保育園長之印の項中「44」を「43」に、「56」を「55」に改め、別表第1職印の表大津市立朝日が丘保育園長之印の項中「45」を「44」に、「57」を「56」に改め、別表第1職印の表大津市立膳所保育園長之印の項中

「46」を「45」に、「58」を「57」に改め、別表第1職印の表大津市立晴嵐保育園長之印の項中「47」を「46」に、「59」を「58」に改め、別表第1職印の表大津市立大平保育園長之印の項中「48」を「47」に、「60」を「59」に改める。

別表第2職印の項中第29号から第33号までを削り、第28号を第33号とし、第27号を削り、第26号の2を第32号とし、第26号を第31号とし、第25号の4を第30号とし、第25号の3を第29号とし、第25号の2の次に次の13号を加える。

(26) 大津市子育て総合支援センター 所長之印	(27) 大津市伊香立ふれあいセンター 所長之印	(27の2) 大津市比叡ふれあいセンター 所長之印	(27の3) 大津市中ふれあいセンター 所長之印	(27の4) 大津市膳所ふれあいセンター 所長之印
(27の5) 大津市南ふれあいセンター 所長之印	(28) 大津市立小野児童館 館長之印	(28の2) 大津市立伊香立児童館 館長之印	(28の3) 大津市立堅田児童館 館長之印	(28の4) 大津市立坂本児童館 館長之印
(28の5) 大津市立皇子が丘児童館 館長之印	(28の6) 大津市立膳所児童館 館長之印	(28の7) 大津市立田上児童館 館長之印		

別表第2職印の項中第41号を削り、第42号を第41号とし、第43号から第48号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。ただし、別表第1保健所印の表大津市保健所の項の改正規定は公布の日から、別表第1職印の表滋賀県大津市長の部3の款5の項及び同款6の項の改正規定は同年7月9日から施行する。

大津市職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成24年3月30日

大津市長 越 直 美

大津市規則第29号

大津市職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

大津市職員の職の設置に関する規則(昭和61年規則第13号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表税務長の項中「を行う」を「し、及び市の債権の管理の適正化の推進の総括に当たる」に改め、同表理事の部環境部の項及び都市計画部の項を削り、同部の次に次のように加える。

技監	建設部	部の事務のうち技術に関する専門的な知識及び技術を必要とするものの技術面での総括を行うとともに、担当職員があるときは、これを指揮監督する。
----	-----	--

第2条第1項の表政策監の項中「部内及び」を「所掌事務を掌理し、事務事業の調整を図るとともに、部内及び」に、「当たるとともに、担当職員があるときは、これを」を「当たり、所属職員を」に改め、同表収納対策監の項を削り、同条第2項の表課長の項の次に次のように加える。

課長補佐	必要と認める課	課長を補佐する。
------	---------	----------

第2条第3項の表所長の項中「、葬儀事務所」を削り、「消費生活センター」の次に「、子育て総合支援センター、ふれあいセンター、やまびこ総合支援センター、北部子ども療育センター、東部子ども療育センター」を

加え、「やまびこ総合支援センター、北部子ども療育センター、東部子ども療育センター、子育て総合支援センター、木戸つどいの広場、東部つどいの広場」及び「公営競技事務所」を削り、同表館長の項中「地域福祉文化交流センター、」を削り、「及び仰木太鼓会館」を「仰木太鼓会館及び児童館」に改め、同表副所長の項中「子育て総合支援センター、公営競技事務所」を削り、同条第 4 項の表中

「

薬剤長	薬剤部	を
-----	-----	---

」

「

薬剤長	薬剤部	に
副薬剤長		

」

改め、同条第 6 項の表葬祭作業員の項及び介助員の項を削る。

附 則

この規則は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

大津市公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成24年 3 月30日

大津市長 越 直 美

大津市規則第30号

大津市公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

大津市公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（平成14年規則第26号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号を次のように改める。

公益社団法人びわ湖大津観光協会

第 2 条第 6 号を削る。

附 則

この規則は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

大津市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成24年 3 月30日

大津市長 越 直 美

大津市規則第31号

大津市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則

大津市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（昭和61年規則第23号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 第 1 項の表 4 級の項中「中すこやか相談所長、膳所すこやか相談所長」を削り、別表第 1 第 1 項の表 5 級の項中「和邇すこやか相談所長」の次に「中すこやか相談所長及び膳所すこやか相談所長」を加え、別表第 1 第 1 項の表 6 級の項中「子育て総合支援センター副所長及び大津駅西地区区画整理事務所副所長」を「堅田駅西口土地区画整理事務所副所長」に改め、「看護科長」の次に「教務主任」を加え、別表第 1 第 1 項の表 7 級の項中「（ 8 級に掲げられた室長を除く。 ）」、「児童クラブ課専門員及び」及び「支所長」を削り、「 9 級」を「 8 級」に改め、「園長（ 」の次に「やまびこ総合支援センター園長、 」を加え、「唐崎保育園長、逢坂保育園長及び晴嵐保育園長」を「及び逢坂保育園長」に改め、「環境美化センター次長」の次に「北部クリーンセンター次長、出納室次長」を、「生涯学習センター次長」の次に「北部地域文化センター次長」を加え、「教務主任」を「副学校長、館長（ 9 級に掲げられた館長を除く。 ）」に改め、別表第 1 第 1 項の表 8 級の項中「室長（コンプライアンス推進室長に限る。 ）」、「及び」、「収納対策監」を削り、「市場長」の次に「所長（環境美化センター所長に限る。 ）」を加え、「館長（ 9 級に掲げられた館長を除く。 ）」を削り、別表第 1 第 1 項の表 9 級の項中「理事」の次に「技監」を加え、「所長（公営競技事務所長に限る。 ）」を削り、「消防局長」の次に「消防部長」を加え、別表第 1 第 2 項イの表 7 級の項中「管理監」を「課長」に改める。

附 則

この規則は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

大津市技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成24年3月30日

大津市長 越 直 美

大津市規則第32号

大津市技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

大津市技能労務職員の給与に関する規則(昭和55年規則第2号)の一部を次のように改正する。

第2条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、第8号を削る。

第8条第2項を削る。

別表第2中「、葬祭作業員」及び「、介助員」を削る。

別表第4中 の項を削り、 の項を の項とし、 の項を削り、 の項を の項とし、 の項を の項とし、 の項を削り、 の項を の項とし、 の項を の項とし、備考第2項を削り、備考第1項を備考とする。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

大津市一般職の職員の通勤手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成24年3月30日

大津市長 越 直 美

大津市規則第33号

大津市一般職の職員の通勤手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大津市一般職の職員の通勤手当に関する規則(昭和59年規則第19号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「志賀聖苑、」を削り、「下龍華会館」を「伊香立ふれあいセンター、伊香立児童館」に改め、「、山中保育園」及び「、南部不燃物処分地」を削る。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

大津市財務規則の一部を改正する規則を公布する。

平成24年3月30日

大津市長 越 直 美

大津市規則第34号

大津市財務規則の一部を改正する規則

大津市財務規則(平成9年規則第73号)の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「掲げる課及び」を「掲げる課、同条第2項に定める分室、」に改め、「教育機関」の次に「及び同条第2項に定める少年センター」を加える。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

大津市民病院の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成24年3月30日

大津市長 越 直 美

大津市規則第35号

大津市民病院の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

大津市民病院の管理運営に関する規則(昭和42年規則第29号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「消化器科 呼吸器科」を「消化器内科 呼吸器内科」に、

「循環器科 精神・心療 内科」を「循環器内科 精神・心療 内科」に、「小児循環器科」を「小児循環器内科」に、

「病理科」を「病理診断科」に改める。

第5条第1号中「消化器科、呼吸器科」を「消化器内科、呼吸器内科」に、「、循環器科」を「、循環器内科」に、「小児循環器科」を「小児循環器内科」に改め、同条第4号中「病理科」を「病理診断科」に改める。

第15条を削り、第16条を第15条とし、第17条から第21条までを1条ずつ繰り上げる。

別表第 3 第 2 項の表分べん料 (胎盤処置料、分べんセット代を含む。) の項中「分べん料 (」を「分べん料又は分べん介助料 (いずれも 」に改め、別表第 3 第 2 項の表短期人間ドック料の項中「短期人間ドック料」を「 1 泊 2 日人間ドック料」に、「 66,670 円」を「 63,000 円」に改め、別表第 3 第 2 項の表日帰り人間ドック料の項中「 39,100 円」を「 38,000 円」に改め、別表第 3 第 2 項の表健診部において行う検査料 (この表に別に定めがあるものを除く。) の項中「健診部」を「健診センター」に改め、別表第 3 第 2 項の表特別診断書料の項中「 3,150 円」を「 5,250 円」に改める。

別表第 4 を次のように改める。

別表第 4 (第 19 条関係)

1 回の駐車場の使用に係る利用料は、1 日 (午前 0 時から翌日の午前 0 時までをいい、駐車を開始した日においては、駐車場に入庫した時から翌日の午前 0 時までをいう。以下同じ。) につき 1,000 円とする。ただし、次の各号に掲げる場合における利用料は、当該各号に定める額とする。

1 日における駐車時間が 1 時間以内の場合 無料

1 日における駐車時間が 1 時間を超え 3 時間以内の場合 300 円

1 日における駐車時間が 3 時間を超え 9 時間以内の場合 前号の額に 3 時間を超えて駐車する時間 1 時間までごとに 100 円を加算した額

附 則

- 1 この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 4 の改正規定は、同年 6 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の日 (以下「施行日」という。) の前日において次の表の左欄に掲げる組織における職 (大津市職員の職の設置に関する規則 (昭和 61 年規則第 13 号) 第 2 条に規定する職をいい、当該職の事務取扱を含む。以下同じ。) を命ぜられていた者は、別に辞令を発せられない限り、施行日をもって同表の右欄に掲げる組織における同一の職を命ぜられたものとみなす。

消化器科	消化器内科
呼吸器科	呼吸器内科
循環器科	循環器内科
小児循環器科	小児循環器内科
病理科	病理診断科

- 3 改正後の別表第 3 第 2 項の表 1 泊 2 日人間ドック料の項の規定は、施行日以後に診療を開始した人間ドックについて適用し、同日前に診療を開始した人間ドックについては、なお従前の例による。

大津市消防局の組織に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成 24 年 3 月 30 日

大津市長 越 直 美

大津市規則第 36 号

大津市消防局の組織に関する規則の一部を改正する規則

大津市消防局の組織に関する規則 (昭和 44 年規則第 41 号) の一部を次のように改正する。

第 2 条中「庶務係」を「企画広報係 庶務係」に改める。

第 6 条消防総務課庶務係の項を次のように改める。

企画広報係

- 消防施策の総合企画及び総合調整に関すること。
- 主要事業の進行管理等に関すること。
- 事務事業の評価の総括に関すること。
- 消防局主催事業の企画及び総括に関すること。
- 消防組織及び消防力の配置計画に関すること。
- 消防に係る情報の収集、分析及び統計の総括に関すること。
- 職員の教養及び研修に関すること。
- 広報活動の総括に関すること。
- 条例、規則等の制定及び改廃に関すること。
- 消防応援に係る協定の締結及び覚書の交換に関すること。

消防音楽隊に関すること。

庶務係

公印の管守に関すること。

職員の任免、分限、懲戒、表彰その他人事に関すること。

職員の配置、服務及び規律に関すること。

文書の收受・編さん及び保管に関すること。

職員及び消防作業従事者等の公務災害補償に関すること。

職員の福利厚生及び保健衛生に関すること。

消防職員委員会に関すること。

非常招集計画に関すること。

消防長会に関すること。

他課の所管に属しないこと。

附 則

この規則は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

訓 令

大津市訓令第 8 号

大津市事務決裁規程（昭和56年訓令第 9 号）の一部を次のように改正する。

平成24年 3 月30日

大津市長 越 直 美

第 2 条第 9 号中「及び同条第 3 項に規定する所長（公営競技事務所に限る。）」を削り、同条第10号中「第 2 条第 1 項」の次に「及び第 2 項」を加え、「及び室長（コンプライアンス推進室長に限る。）」、同条第 2 項に規定する次長」を削り、「並びに出納室次長」を「及び所長（環境美化センター所長に限る。）」に改め、同条第11号中「（前号に規定する室長を除く。）」を削り、「第 9 号」を「前号」に、「及び環境美化センター次長」を「環境美化センター次長及び北部クリーンセンター次長」に改め、「及び課長」の次に「並びに出納室次長」を加え、同条第12号中「室次長」の次に「同条第 2 項に規定する課長補佐」を加え、「子育て総合支援センター副所長及び大津駅西地区区画整理事務所副所長」を「堅田駅西口土地区画整理事務所副所長」に改める。

第 5 条の 2 第 2 項中「を行う」を「し、及び市の債権の管理の適正化の推進の総括に当たる」に改め、同条第 3 項を次のように改める。

3 技監は、市長、副市長又は建設部長の命を受け、部の事務のうち技術に関する専門的な知識及び技術を必要とするものの技術面での総括を行うとともに、担当職員があるときは担当職員を指揮監督する。この場合において、技監は、市長又は副市長が定めるものについては、部長と同等の職務権限を行使するものとする。

第 6 条第 1 項中「この条」の次に「及び次条」を加える。

第 6 条の 2 第 1 項中「担当職員があるときは担当職員」を「部の課長等」に改め、同条第 3 項を削る。

第 7 条第 1 項中「次長」の次に「若しくは政策監」を加え、同条第 2 項中「及び次長」を「並びに次長及び政策監」に改める。

第10条第 2 項中「次長」の次に「若しくは政策監」を加える。

第16条第 4 項を削り、同条第 5 項第 1 号中「都市経営室」を「行政改革推進室」に改め、同項第 3 号中「男女共同参画課長」を「人権・男女共同参画課長」に改め、同項第 4 号を削り、同項第 5 号を同項第 4 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

市民相談室 自治協働課長

第16条第 5 項第11号中「保育課長」を「福祉政策課長」に改め、同項中第20号を第22号とし、第12号から第19号までを 2 号ずつ繰り下げ、第11号の次に次の 2 号を加え、同項を同条第 4 項とする。

ふれあいセンター 福祉政策課長

児童館 福祉政策課長

別表第 1 号の表 9 の部中 9 の款を10の款とし、8 の款の次に次の 1 款を加える。

9 大津市債権の管理に関する条例（平成23年条例第50号）に基づく債権の放棄の決定									総務部長	(財政課長)	(債権管理室長)							
---	--	--	--	--	--	--	--	--	------	--------	----------	--	--	--	--	--	--	--

別表第 2 号市民部の表葬儀事務所の項を削り、同号福祉子ども部の表福祉指導監査課の部 1 の款中「及び社会

附 則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

大津市訓令第9号

大津市保健所事務決裁規程(平成21年訓令第7号)の一部を次のように改正する。

平成24年3月30日

大津市長 越 直 美

第5条第1項中「直属の」の次に「課長補佐、」を、「職位」の次に「(次項において「直属の課長補佐等」という。)」を加え、同条第2項中「課長」の次に「と」、「方針及び計画」とあるのは「計画」を加え、「所属職員」を「直属の課長補佐等」に改める。

第10条中「において」の次に「、同規程第10条第2項中「部長」とあるのは「所長」と、「次長若しくは政策監」とあるのは「次長」と」を加え、同条を第11条とする。

第9条第1項の表中「グループリーダー」を「課長補佐を置く課等にあつては課長補佐、課長補佐を置かない課等にあつては主管のグループリーダー」に改め、同条を第10条とする。

第8条を第9条とし、第7条を第8条とする。

第6条第2項中「グループリーダー」の次に「と」、「方針及び計画」とあるのは「計画」を加え、「所長、次長及び」を削り、同条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

(課長補佐の基本的な職務権限)

第6条 課長補佐は、課長の命を受け、所属職員を指揮監督し、その所管事務を管理執行し、課の所管事務の実施計画の立案について課長を補佐する。

2 第3条第2項から第4項までの規定は、課長補佐の基本的な職務権限について準用する。この場合において、これらの規定中「次長」とあるのは「課長補佐」と、「方針及び計画」とあるのは「計画」と、「所長」とあるのは「課長」と、「所の課長等」とあるのは「所属職員」とそれぞれ読み替えるものとする。

別表中「第7条関係」を「第8条関係」に改める。

附 則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

大津市訓令第10号

大津市土地利用問題協議会規程(平成9年訓令第7号)の一部を次のように改正する。

平成24年3月30日

大津市長 越 直 美

第2条第2項中「消防局長」を「消防部長」に改め、同条第3項中「、都市景観課長」を削る。

附 則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

告 示

大津市告示第60号

平成21年告示第27号(大津市屋外広告物条例施行規則別表第2第2項第1号アの表に規定する市長が定める区域について)の一部を次のとおり改正し、平成24年4月1日から適用する。

平成24年3月30日

大津市長 越 直 美

「大津市役所都市計画部都市景観課」を「大津市役所都市計画部都市計画課」に改める。

**訓 令
消 防 局 訓 令**

**大津市訓令 第1号
大津市消防局訓令**

大津市消防局事務決裁規程(平成23年訓令 第1号)の一部を次のように改正する。

平成24年3月30日

大津市長 越 直 美
大津市消防局長 田 中 秋 次

第2条中第10号を第11号とし、第2号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。
消防部長 消防局長が定めるものについては、大津市事務決裁規程第2条第9号に規定する部長と同等の職務権限

附 則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

消 防 局 訓 令

大津市消防局訓令第1号

大津市消防職員の人事評価に関する規程(平成22年消防局訓令第1号)の一部を次のように改正する。

平成24年3月30日

大津市消防局長 田 中 秋 次

附則第2項を削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

附 則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。